

經濟論叢

第八十七卷 第六號

家族型農場の理論……………山岡亮一 1

C. I. F. 価格の巨視分析 (二) ……………佐波宣平 19

ブルック・ファーム……………穂積文雄 30

プロイセン絶対主義の鉱業政策と
オーベル・シュレージエン鉱山業
……………肥前栄一 52

昭和三十六年六月

京都大學經濟學會

C.I.F. 価格の巨視分析 (二)

——通説「C.I.F. 価格」批判、ならびに、財産保険基本方程式の定立——

佐 波 宣 平

第 六 節

上来の説明によって私の提唱する新説の内容・意義はほぼ言い尽されているが、なお、私のこの新説が他の諸種の契約形態にも十分の適用性を有することを明きらかにするため、ここに、若干の考察を補足したい。

上来、C.I.F. 契約を取り扱った考察では、当該海上保険における保険価額は船積港における輸出貨物の F.O.B. 価格であった。この間の事情は既出 $(3) C - C' = M$ または $(5) C = C' + I$ に明きりかである。しかし、現実の輸出貿易取引において F.O.B. 価格を保険価額とする契約はインヴォイス価格が F.O.B. 建になっている場合に限られ、それと異なつて、たとえばインヴォイス価格が C.I.F. 建になっている場合には、当該輸出貨物の C.I.F. 価格が保険価額として約定されるのが、むしろ、普通のごとくである。よつて、こうした契約形態についても考察を試みることにしたい。

なお、それに先き立つて、この種の取引形態について簡単な説明をしておこう。いま、海上保険料率を r とすれ

ば、この種の契約形態では次の連立方程式が成立する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(c)} \\ \text{(d)} \end{array} \right\} \begin{array}{l} C+I+F=H \\ I=rH \end{array}$$

ここで、(d)を(c)に代入すると、

$$C+rH+F=H$$

となり、これから次の二式にみちびく。

$$\text{(c)} \quad H = \frac{C+F}{1-r}$$

$$\text{(d)} \quad I = \frac{r(C+F)}{1-r}$$

この(c)、(d)は、現在、貿易商社、海上保険会社、等々で上記の契約形態について用いられている「C. I. F. 価格」、「海上保険料」の算出方式である。ただし、現実の貿易業界では保険価額（または保険金額）を C. I. F. インヴォイス価格の一割増にする慣行があり、したがって、上記の(c)、(d)に相應する算式としては次のものが慣用されている。

$$(17) \quad H = \frac{C+F}{1-1.1r}$$

$$(17') \quad I = \frac{1.1r(C+F)}{1-1.1r}$$

さて、この種の契約形態にあっては、まず、輸出貿易商社の船積港における投入総額 H は、上掲 (イ) にしたがって、次のように表わせる。ただし、最初は、純保険料方式を仮定する。

$$(18) \quad C+I+F=H \quad I=rH$$

ここで、純保険料 I 、投入総額 H をゴチック書体で示したのは、本誌前号で説明した契約形態 (F.O.B. インヴオイス価格を保険価額とする輸出契約形態) での純保険料 I 、輸出商社投入総額 H と区別せんがためである。

つぎに、途中海上危険によって生じる減価は如何というに、減価はつねに保険価額に生じるものであるゆえ、いま、この契約形態での保険価額 H が減損し価額 H' となって仕向港に到達するとし、 H と H' との差額すなわち損害額を M とすれば、次式が成立する。

$$(19) \quad H-H'=M$$

ここで、 M も、上述の理由から、(本誌前号論文の M と区別するため、) ゴチック書体で示される。なお、ここでも、前号論文と同様に、全部保険が前提されるゆえ、 M は減価額 (または損害額) であると同時に保険会社の損害

填補金額をも意味する。

(26) 左辺の II' を右辺に移せば、次式が得られる。

$$(26) \quad II = II' + M$$

この(27)を(25)の右辺に代入すると、次式にみちびく。

$$(27) \quad C + I + F = II' + M$$

しかるに、本誌前号論文に既出の(6)と同じく、保険会社の収入する純保険料 I はそれが支出する保険金(填補金) M に相等しく、

$$(28) \quad I = M$$

が成り立つゆえ、いま、(28)から(29)を辺々差し引くと、

$$(29) \quad C + F = II'$$

に到達する。ここで、 II' は、さきにも触れたように、到達港における当該取引物件の実価を意味するをもって、既述 F. O. B. インヴォイス価格を保険価額とする契約形態における

$$C + F = P \quad (30)$$

にそのまま対応して、実に有意味である。すなわち、既述契約形態の場合と同様に、C.I.F. インヴォイス価格を保険価額とする契約形態にあつても、純保険料 I は到達港における取引物件の実価たる II' の価格の形成に参加しないことが判明する。

第七節

上記は純保険料方式についての考察である。すなわち、保険料をすべて純保険料と見て分析しているのであつて、一応そうした仮定をとるのが純理論的と考えるからである。しかし、現実に保険契約者（ここでは貿易商社）が保険者（ここでは海上保険会社）に払い込む保険料は、純保険料ではなくして、純保険料を本体としこれに附加保険料を添加して成る営業保険料である。よつて、現実に即して営業保険料方式についても当面の契約形態を考察しなくてはならぬ。

いま、営業保険料を $\hat{I}$ で表わすならば、上掲(25)は次のようになる。つまり、純保険料 I の代わりに $\hat{I}$ を入れ替え、つれて、輸出商社の船積港における投入総額 II の代わりに $\hat{II}$ を入れ替えるわけである。（山形へは、本誌前号論文と同じく、営業保険料方式を表わす記号である。）

$$(25) \quad C + \hat{I} + F = \hat{II}$$

ここでも、上掲(25)と同じように、

$$\hat{I} = \hat{I} \hat{II}$$

が成立することは言うまでもなからう。換言すれば、保険価額は $\hat{H}$ なのである。したがって、途中海上危険によって生じる減価はつねに保険価額 $\hat{H}$ について生じるゆえに、既出(26)と同じようにして、

$$\textcircled{32} \quad \hat{H} - \hat{H}' = M$$

となり、ここで左辺の $\hat{H}'$ を右辺に移せば、

$$\textcircled{33} \quad \hat{H} = \hat{H}' + M$$

となり、この(33)左辺の $\hat{H}$ を(31)の右辺に代入すると、次式にみちびく。

$$\textcircled{34} \quad C + \hat{I} + F = \hat{H}' + M$$

ところで、営業保険料 $\hat{I}$ は、さきに述べたように、純保険料 I と附加保険料 L とから構成せられる。

$$\textcircled{35} \quad \hat{I} = I + L$$

ここで附加保険料 L がゴチック書体をとることは、他の記号例と同じく、C. I. F. 価格を保険価額とする契約形態なることを示している。そこで、(35)左辺の $\hat{I}$ を(34)に代入すれば、

$$\textcircled{36} \quad C + I + F + L = \hat{H}' + M$$

となるが、この(36)から(29)を辺々さし引くと、次式に到達する。

$$(36) \quad C + F + L = \hat{H}'$$

この(37)は、本誌前号論文で得た

$$C + F + L = P \quad (37)$$

に対応して、実に有意味である。すなわち、ここで採り上げた契約形態にあつても純保険料 I は到達港における取引物件（被保険利益）の実価 $\hat{H}'$ の形成には参加せず、参加するのは附加保険料 L であつて、附加保険料 L の場合はその全額が参加することが(37)によつて知られる。

第八節

以上の考察を通して得られる結論は「保険契約形態の如何を問わず純保険料は当該保険がその危険からまもらうとする物件（被保険利益）の価格構成に参加しない。参加するのは営業保険料の一部を占める附加保険料にすぎない。そして、これは海上保険のみならず他の種類の財産保険——つまり、財産保険一般——にも当てはまる。」ということである。

よつて見るに、これまで C.I.F. 契約について人々がながく採つて来た通説は、純保険料に関するかぎり、誤っている、と言わなくてはならぬ。ところが、純保険料は、危険（したがつて生ずることあるべき損害）に対処する部分として、営業保険料の本体をなすものである一方、附加保険料は、その表現の告げるように、単に「附加」的部分にすぎない。純保険料と附加保険料とは本質を異にする。純保険料は、危険したがつて確率に依存するものと

して、保険の本質に決定的重大な関係を有するのに対して、附加保険料は、保険者としては、単に普通の意味の営業費を回収すべき部分として、危険・確率には本質的な関係を有しない。保険業以外の業種にも一般に見られる営業費を回収すべき項目が附加保険料である。この意味で、それを投入する貿易商社にあつても、附加保険料は、他の投入項目——貨物のF.O.B. 価格Cと海上運賃F——と同じ性格を有するものであり、事実、また、CおよびFと同じく、附加保険料の全額が到達港価格の構成に参加することは上來考察の示すところである。実際にも、人々がこれまで「保険料」と言うとき、それは営業保険料全額の意であつて、C. I. F. 契約で保険料I (またはI') が貨物到達価格の一構成項目たり得ると考えてきた場合にも、それは黙示的に営業保険料を意味してのことである。

決して単なる附加保険料を指してのことでない。この関連から言つて、従来のC. I. F. に関する通念は、少なくとも主観的には、全面的にあやまっていたと断言してさしつかえないであらう。(附加保険料が価格構成要因の一つたることを客観的に証明したのは、おそらく、このたびの私の分析をもつて嚆矢とするであらうがゆえである。)

これに、また、関連して、日本通産省産業連関表(昭和二十六年)の作成についても一言を費したい。通産省産業連関表の場合、銀行業、信託業、生命保険業については営業経費をもつて「生産総額」と規定し、不動産業については不動産賃貸料・仲介業者周旋手数料をもつて「生産総額」と規定しているに対して、損害保険業については保険料収入(再保険料収入をふくむ)と投資部営業経費との合計額をもつて「生産総額」と規定している。損害保険業に対するこの仕方は一九四七年アメリカ合衆国労働省産業連関表の仕方を踏襲したもの¹⁾のようであるが、端的に評するならば、不手際のそしりを免れないであらう。理由(一)誤解を生じるおそれが多分にある。理由(二)損害保険業に類する上記、銀行業・信託業・生命保険業・不動産業・等々での規定との間に不一致をきす。理由

(三) 国民所得統計との間にも食い違いが生じる。よって、これら諸理由から、損害保険業についても「営業経費」をもって「生産総額」と規定すべきだと私は考える。以下、簡略に説明するであろう。

通産省産業連関表の場合、「保険料収入」は、言うまでもなく、営業保険料収入を意味し、したがって、純保険料と営業費とから構成される。本論文の記号によれば、

$$\hat{I} = I + L \quad \text{既出(2)}$$

であるが、右辺二項目のうち純保険料 I は正味生産価格 P または $\hat{P}$ の構成に参加せず、参加するのは営業費（または附加保険料） L だけである。この関連は

$$C + F = \hat{P} \quad \text{既出(8)}$$

$$C + F + L = \hat{P} \quad \text{既出(9)}$$

によって明きらかである。ところが、通産省産業連関表の規定では、営業保険料 $\hat{I}$ したがってその中にふくまれる純保険料 I をも「生産総額」に計上するのであるから、通説「C.I.F. 価格」がおち入っている誤まった通念に梃されているのだ、と評されても止むを得まい。

もし通産省の仕方にそのまましたがうとせよ、保険物件の損害額 M が増大すればするほど、（換言すれば、社会的に見て単なる損失が増大すればするほど）、これに見合うべき純保険料 I したがって営業保険料収入 $\hat{I}$ の増大を通して、損害保険業の生産総額が増大することになって、社会一般の常識または生産概念に反する結果になる。こ

このところは、本論文でたびたび用いられた

$$I = M \quad \text{式(6)}$$

の示すように純保険料収入 I は損害填補金 (支払保険金) M に対応する関係にあり、よって、営業保険料 $\hat{I}$ のうち純保険料 I は「損害保険業者の生産総額」に載らない、載るのは附加保険料 L または営業費だ、と見るべきである。引例によって説明しよう。

いま、或る不動産周旋業者甲が価額一、〇〇〇万円の土地の売買に仲介の労をとり周旋手数料五〇万円を取得するとせよ。甲の「生産額」は五〇万円であって一、〇五〇円ではないであろう。(通産省産業連関表の場合も、五〇万円だけをもって甲の「生産」と規定している。) 甲は売手乙から買手丙への土地(一、〇〇〇万円)の交換を周旋した報酬(手数料)として五〇万円の生産をするわけである。もちろん、取引の対象たる土地の売買価額の大小によって周旋手数料の多少がさだまるという関連はあるにしても、土地価額それ自体は「生産総額」を構成しない。全く同じことは損害保険業についても言える。損害保険業者 W は保険契約者 $H_1, H_2, \dots, H_n$ から集めた営業保険料 ($\hat{I}$) のうち純保険料 (I) を罹災者 $H_1, H_2, \dots$ に保険金または損害填補金 (M) として引きわたすという仲介をするのが本業であって、この仕事に要する経費を W は附加保険料 (L) として保険契約者から取得するのである。純保険料 I または損害填補金 M それ自体が損害保険業者 W の生産額の形成に参加すると見るべきでない。全く同様のことは銀行業・信託業・生命保険業についても当てはまるであらう。

よって、通産省産業連関表の場合、銀行業・信託業・生命保険業・不動産業・等々におけると同様に、単に営業経費をもって損害保険業の生産総額と規定すべきだと考える。叙上の理論からそうあるべきであり、また、それに

類似する諸部門での仕方と統一させるといふ便宜の上からも、そうすることが望ましい。また、このように営業経費をもつて損害保険業の生産総額と規定するならば、通産省産業連関表のように殊更に「投資部営業経費」を生産総額にあげる必要もなくなる。そこで、より具体的に言うならば、国民所得統計でとられている仕方のように「損害保険会社の営業経費と利潤との総和、すなわち、受取利子配当と（営業）保険料との合計から保険金支払額を差引いた差額をもつて生産額と規定」すべきだと言ってもよい。そうすれば、さらに、国民所得統計との食いちがいからも免れることになる。ちなみに、昭和二十年度通産省産業連関表においても、損害保険業の「産出額」は昭和二十六年産産業連関表におけるとはほぼ同じように規定されている。本質的相違はその間に見出されない。

この、国民所得統計における損害保険業の「生産額」の規定について説明しよう。いま、営業経費（附加保険料）を L 、利潤を G 、受取利子配当を R 、営業保険料収入を I 、保険金支払を M とするならば、国民所得統計の規定では次のようになる。

$$\text{国民所得統計の生産総額} = L + G - R + I - M$$

$$= R + (I + L) - M \quad \hat{I} = I + L$$

$$I = M$$

つまり、 $G + R$ と見ているわけであるが、いずれにせよ、営業経費（附加保険料） L をもつて損害保険業の生産総額の主要構成要素と見るものである。

- (1)(2)(3) 通商産業大臣官房調査統計部「日本経済の産業連関分析」昭和三二年、東洋経済新報社、三八七ページ
- (4) 通商産業大臣官房調査統計部「昭和三十年産業連関表の解明」昭和三五年、通商産業調査会、四八ページ

(昭和三十六年五月五日) (終)